

長崎いきいき農業特区

都道府県名：

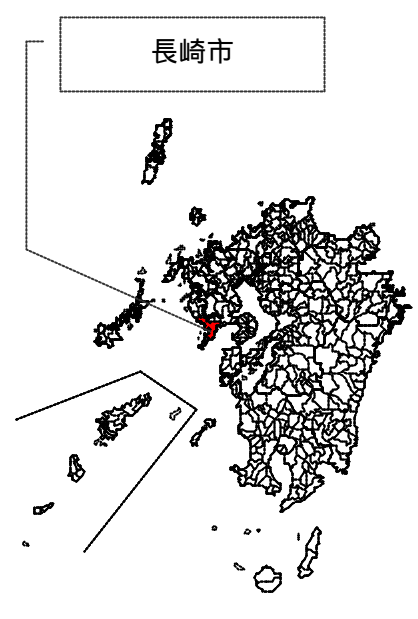
長崎県

申請主体名：

長崎市

区域の範囲：

長崎市の区域のうち農業振興地域



特区の概要：

長崎市の農業は大半が山沿いの傾斜地にあり、平坦地に比較し多くの労力と経費を必要とし、また、折角耕作しても鳥獣の被害にあうなど厳しい条件の下で営農している。このため農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加するなど悪循環に陥っており、この打開策として、企業の参入や新規就農者の育成など新たな農業従事者の確保が重要な課題となっている。そこで、新規就農者が農地を権利取得しやすいように下限面積の緩和措置を図るとともに、鳥獣の被害を抑えるために狩猟免許を有しない者の従事者容認を行うものである。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・ 農地取得後の農地の下限面積要件緩和
- ・ 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認



【農業研修の風景】



【長崎のびわ】

